

第1 事件の概要

1 当事者

原告：漫画家 X

オリジナルのもののほか、原作のある二次創作の同人誌も執筆している。

被告：株式会社アクラス Y と その取締役 Y1、Y2

書籍・DVD・ビデオ・ゲーム用ソフトウェアの売買等を目的とする株式会社

「BL漫画・同人誌サイト BL同人801館」などの無料で漫画などを閲覧できるウェブサイトを運営していた。

無断で漫画や同人誌をアップロードし、広告収入で利益を得ていたと思われる。

2 対象となる漫画

別表			
A	B	C	D
	本件各漫画	原著作物	筋書き・道具立ての同一・類似
2	魔性のカツ井	ユーリ!!! on ICE	・カツ井 ・舞台となる温泉旅館「ゆーとびあかつき」の外観及び家具 ・主役二人の師弟関係
3	夢うつつ	刀剣乱舞—ONLINE—	・舞台となる和風屋敷の建築様式及び内装 ・装束及び装身具
7	学ランにほへし	刀剣乱舞	・主役二人の上下関係
5	眩暈	ダイヤのA	・野球グラウンド及び部室 ・主役2人の野球部員としての先輩後輩関係
6	Owl&Cat手コキ特集	ハイキュー!!	・体育館 ・高校バレーボール部員の合同合宿
10	Owl&Catキスがしたいな	ハイキュー!!	・体育館 ・高校バレーボール部員の合同合宿
8	MILK	TIGER & BUNNY	
13	やきもちあらいぐま	TIGER & BUNNY	・3人の主役同士の間での互いの呼び方、コンドの状況及び仕事の成果
1	in the pool Act5	TIGER & BUNNY	
14	下着おじりターンズ	TIGER & BUNNY	
9	一松さんはオフィスラブしたい	おそ松さん	・男ばかりの六つ子の中の2人が主役
4	ちゃんとしてる大人たち	おそ松さん	・男ばかりの六つ子の中の2人が主役
12	HUNGRY SPIDER	おそ松さん	・男ばかりの六つ子の中の2人が主役 ・「美女薬」を飲んで女性に変身する ・六つ子が一列に並んで就寝する
11	とある道と凍の珍魚図鑑	FREE!	・主役二人はそれぞれ「鯖」「鮫」と関連している

A列の番号は、原判決別紙著作物目録の番号である。

全て「二次創作」と呼ばれる分野の BL 漫画である。

3 事件の概要

原告 X の執筆した漫画 14 作品を Y が無断で自分の運営するウェブサイトに掲載していたことに対し、著作権侵害であるということで損害賠償を請求した事案

4 争点

- 争点 1 本件各漫画の著作物性
- 争点 2 原告が本件各漫画の著作権者であるか
- 争点 3 被告会社が本件各漫画を本件各ウェブサイトに掲載したか
- 争点 4 被告会社の故意・過失の有無
- 争点 5 信義則違反又は権利濫用
- 争点 6 損害額
- 争点 7 代表者たちの会社法 429 条 1 項責任

争点 1～4 についてはあまり判決上重要ではないので省略

また争点 7 もあまり重要ではないと思われるので省略

重要になりそうなのは争点 5 および争点 6

(1) 各争点について

5 争点 5 信義則または権利濫用

「二次創作の BL 同人誌」について、著作権侵害として損害賠償を請求できるのか。信義則（民法第 1 条 2 項）上請求ができないのではないかという争点。

(1) 具体的に以下のものが争われた。

- ア 「二次創作の同人誌」は 著作権法でいう「二次的著作物」に当たるのか
- イ 「二次的著作物」に該当する場合、著作権侵害として損害賠償請求するのが許されるのか。
- ウ わいせつ性がある二次創作同人誌（いわゆる「18禁」「成人向け」）でも

請求することは許されるのか。

(2) 「二次創作の同人誌」は 著作権法でいう「二次的著作物」に当たるのか

ア 条文の確認

著作権法 2 条 1 項 1 1 号

二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

「二次著作物」 = 「著作物」を「翻案」したもの

著作権法 2 条 1 項 1 号

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

「著作物」 = 「思想又は感情」を「創作的」に「表現したもの」

翻案とは何か、についての定義は条文上存在しない。

イ 前提となる裁判例等

(ア) 東京地方裁判所 昭和 51 年 5 月 26 日判決 サザエさん事件

「本件頭部画と同一又は類似のものを「漫画サザエさん」の特定の齣の中に あるいは見出し得るかも知れない。しかし、そのような対比をするまでもなく、本件においては、被告の本件行為は、原告が著作権を有する漫画「サザエさん」が長年月にわたつて新聞紙上に掲載されて構成された漫画サザエさんの前説明のキャラクターを利用するものであつて、結局のところ原告の著作権を侵害するものといふべきである。」

著作権侵害につき特定のコマを指定しなくても著作権侵害が認められた事例

(イ) 最高裁判所 平成 9 年 7 月 17 日第一小法廷判決 ポパイネクタイ事件

「一定の名称、容貌、役割等の特徴を有する登場人物が反復して描かれている一話完結形式の連載漫画においては、当該登場人物が描かれた各回の漫画それぞれが

著作物に当たり、具体的な漫画を離れ、右登場人物のいわゆるキャラクターをもって著作物ということはできない。」

キャラクターの著作物性を否定したといわれる判決

表現である「各回の漫画」から離れて著作権侵害の判断は許されない

(ウ) 最高裁判所平成13年6月28日第一小法廷判決 江差追分事件

翻案とは「①既存の著作物に依拠し、かつ、②その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、③具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、④これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為」

ウ 本件での判断

① 「本件各漫画は、原著作権に依拠して作成されたものと認定できる。」

= 依拠性あり

②④「漫画の「キャラクター」は、一般的には、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいうべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものとはいえないから、著作物に当たらない」

「キャラクターが原著作物のそれと同一あるいは類似であるからといって、これによって著作権侵害の問題が生じるものではない」

「そのアニメのどのシーンの著作権侵害を主張するのかを特定する」必要がある。

「原著作物のシーンと本件各漫画のシーンとでは、主人公等の容姿や服装などといった基本的設定に関わる部分以外に共通ないし類似する部分はほとんど見られず」

「基本的設定に関わる部分については、それが、基本的設定を定めた回

のシーンであるのかどうかは明らかではなく」

「結局、著作権侵害の主張立証としては不十分であるといわざるを得ない」

本件各漫画は二次的著作物には当たらない。

(3) 「二次的著作物」に該当する場合、著作権侵害として損害賠償請求するのが許されるのか。

ア 参考学説

中山信弘東京大学名誉教授「著作権法」第二版 127頁

「第三者の侵害に対する損害賠償については問題がある。原作者に無断で二次的著作物を創作した者は、自らもそれを利用できないのであるから、侵害されても損害の発生はないと考えることもできるし、原著作物の著作者から、現実に止められるまでは事実上利用することはできたのであり、現に利益を得ている場合もありうるため、損害賠償請求を認め、その後の処理は、原著作物の権利者との間で調整をすればよいと考えることもできる」

否定的な含みをのこした学説が存在する。

裁判例にはこの点回答したような事案は本件以外なさそうである。

イ 本件での判断

「原著作物に対する著作権侵害が認められない場合はもちろん、認められる場合であっても、一審原告が、オリジナリティがあり、二次的著作権が成立し得る部分に基づき、本件各漫画の著作権侵害を主張し、損害賠償等を求めることが権利の濫用に当たるとすることはできないものというべきである」

6 争点6 損害額

(1) 条文の確認

今回は著作権法114条1項で請求している。

受信複製物の数量×単位数量当たりの利益の額

ただし

譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除する

(2) 計算方法

ア 単位数量当たりの利益の額

1冊当たりの利益は200円弱から400円弱と認定。

平均費用が1冊当たり133円（印刷費等）である。

イ PV数の表示があるサイトはPV数で

表示がないところは他のサイトの平均数から算出

ウ 原告の販売等能力

漫画のPV数の合計が7万6738

各漫画の販売総数は8513冊

「本件各漫画のPV数のうち、原告が販売し得たと認め得る数量は、その1割であると認めるのが相当」

ただし書から9割減で計算される。

エ 合計

219万2215円 と認定される。